
一般廃棄物収集運搬業の許可の運用について

川崎市環境局

一般廃棄物収集運搬業の許可の運用について

1 川崎市の状況と新規許可の取り扱いについて

- ・本市では、事業系一般廃棄物の**排出量は年々減少傾向**にあるものの、**許可業者数に大きな変化はない**
 - ・許可業者全体の**収集運搬能力は排出量の約2倍あり、余力がある**状況
- ▼
- ・既存許可業者の能力も踏まえながら、**適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保していく必要**

年度	事業系一般廃棄物 (t)	許可業者数	1社当たりの 年間取扱量(t)	収集運搬能力(t) ※
2019年度 (令和元年度)	105,486	114	933	145,657
2020年度 (令和2年度)	94,918	113	832	165,002
2021年度 (令和3年度)	93,957	118	796	184,178
2022年度 (令和4年度)	94,160	113	833	189,007
2023年度 (令和5年度)	91,004	115	791	185,741

※ 収集運搬能力（今回の検討にあたり設定したもの）
計算式：許可申請における登録車両の最大積載量の合計×1(1日当たりの処理施設への搬入回数)×0.75(車両稼働率)×311日（稼働日数）

一般廃棄物収集運搬業の許可の運用について

2 政令指定都市、東京23区の状況

政令指定都市及び東京23区では適正処理が確保されていることを理由に**原則、新規許可はしていない**

新規許可状況	自治体数※2
許可している	1 (川崎市)
条件付で許可している※1	11
許可していない	9

※1 再利用、資源化を目的とするものに限る等

※2 東京23区は協議会として1自治体としてカウント

3 今後の方向性

本市では制限を設けず新規許可を行っているが、既存の許可業者により**適正な処理が確保**されていることや**他都市の状況**を踏まえ、次のとおりとする

排出状況や許可業者数等に応じて、**再生利用を目的とするものを取扱う場合等を除き、新規許可を行うか判断**する

一般廃棄物収集運搬業の許可の適正な運用について

4 参考資料①

一般廃棄物処理業許可の取消しを求めた裁判
「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」（平成26年1月28日最高裁判決）

【概要】

一般廃棄物収集運搬業既存許可業者Aが同業既存許可業者B に対する自治体の許可処分が違法であると主張し、Bの許可取消を求めた訴訟で、Aが原告適格を有するという見解が示された裁判

【判決理由】

- ・市町村の住民の生活に必要不可欠な**公共性の高い事業**であり、適正な運営が**継続的かつ安定的に確保**される必要がある
- ・**自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置付けられていない**
- ・許可業者の濫立により事業の適正な運営が害され住民の生活環境に影響が及び得る可能性があるため、**許可の判断に当たっては、市町村長に一定の裁量がある**
- ・適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における**需給の均衡及びその変動による既存許可業者への事業の影響を適切に考慮**される必要がある

一般廃棄物収集運搬業の許可の適正な運用について

4 参考資料②

環境省の通知（平成26年10月8日 環廃対発第1410081号） 抜粋

一般廃棄物の処理については市町村が統括的な責任を有し、許可業者に行わせる場合においても同様であり、**一般廃棄物処理計画に位置付け適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう業の許可の運用**を行うことが重要